

保護者様

千代田区立

学校長

出席停止のお知らせ

学校で予防すべき感染症にかかりましたので学校保健安全法第19条及び同法施行令により出席停止にいたします。主治医から登校してもよいと言われるまで、自宅療養してください。

この措置は、病気を早く治すためと、他の児童・生徒への感染を予防するものであり、出席停止期間中は、欠席扱いになりません。

登校の際には下欄「登校願」を提出してください。

「学校で予防すべき感染症」

| 病名 | 出席停止の基準 | |
|-------------|---|-----------------|
| インフルエンザ（※1） | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで | |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで | |
| 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで | |
| 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで | |
| 風疹 | 発疹が消失するまで | |
| 水痘 | すべての発疹が痂皮化するまで | |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで | |
| その他の感染症 | 第1種 | 治癒するまで |
| | 結核等及び第3種※2 | 感染のおそれがないと認めるまで |

※1 豚インフルエンザ(H1N1)を含む。鳥インフルエンザ(H5N1)及びその他の新型インフルエンザ等感染症を除く(第1種へ)。

※2 結核等とは、第2種の結核及び髄膜炎菌性髄膜炎。

第3種とは、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症を言います。その他の感染症では、特に溶連菌感染症、手足口病、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス等)、アデノウイルス性咽頭炎、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑(リンゴ病)の罹患が多くみられます。

登校願

千代田区立

学校長殿

| | | |
|---|--------------------------------------|--------------------------------|
| 病名 (いずれかを選択し、 その他の場合は病名 を記入してください) | <input type="checkbox"/> インフルエンザ(※1) | <input type="checkbox"/> 風疹 |
| | <input type="checkbox"/> 百日咳 | <input type="checkbox"/> 水痘 |
| | <input type="checkbox"/> 麻疹 | <input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱 |
| | <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎 | <input type="checkbox"/> () |
| 出席停止の期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | |

(病院または医院名) _____ の主治医 _____ 先生の指示により、上記の期間休みましたが、登校の許可ができましたので、登校許可願います。

平成 年 月 日

_____ 学年 _____ 組 性別(男・女) 氏名 _____

保護者氏名 _____ ㊟